ベビーシッター利用支援事業 (案)

新規•拡充

平成30年7月保育支援課

▶ 保育認定を受けたにもかかわらず、保育所等を利用できず、養育する乳幼児が待機児童となっている保護者 又は ○歳児で保育所等への入所申込みをせず、育児休業を1年間取得した後復職する保護者 が、子が保育所等へ入所する までの間、認可外のベビーシッターを利用する場合の利用料の一部を区市町村と連携して助成する。

◆ 対象児童 0~2歳及び区市町村が認める者

◆ 利用上限 1日上限8時間 月上限160時間

◆ 費用負担 待機児童:都7/8、区市町村1/8

◆ 所得制限 設定なし (区市町村による)

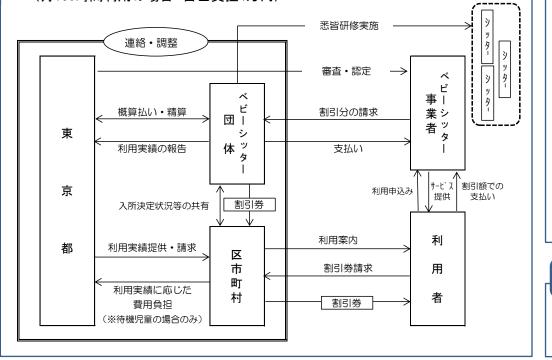
◆ 公費負担 月上限305.600円 (本人負担 上限4万円)

育児休業満了者: 都10/10

ベビーシッター事業者連携型

(実施主体:都)

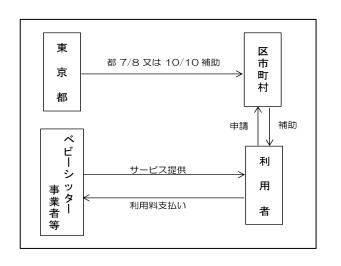
- ベビーシッター団体と協力し、新たな利用支援制度を開始
- 区市町村は、上記要件の範囲内で対象者を設定し、利用案内
- 利用者は、都が審査し認定したベビーシッター事業者の中から選択・利用 (月160時間利用の場合 自己負担4万円)



区市町村バウチャー型

(実施主体:区市町村)

○ 認可外保育施設利用支援事業(バウチャー)から居宅訪問 型保育サービスを切り離し、補助を拡充



(参考) 居宅訪問型保育者養成【認可外】

ベビーシッター団体と協力し、 事業の担い手となる認可外ベビーシッターを養成